

「PET ボトルガイドブック～3R に向けた取り組み・連携のために」作成にあたって

1 主体間連携の必要性

我が国は 2001 年に制定された循環型社会形成推進基本法にのっとり、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進による循環型社会の形成を目指しています。

これを受け、2006 年 6 月の容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律。1995 年制定。）改正にあたっても、以下の基本的な考え方が示されました。

容器包装リサイクル法改正にあたっての基本的な考え方

（1）3R 推進の基本原則に則った循環型社会構築の推進

循環型社会形成推進基本法の基本原則に基づき、排出抑制・再使用・再生利用をさらに推進する。リサイクルについては、効率的・効果的な推進、質的な向上を図る。

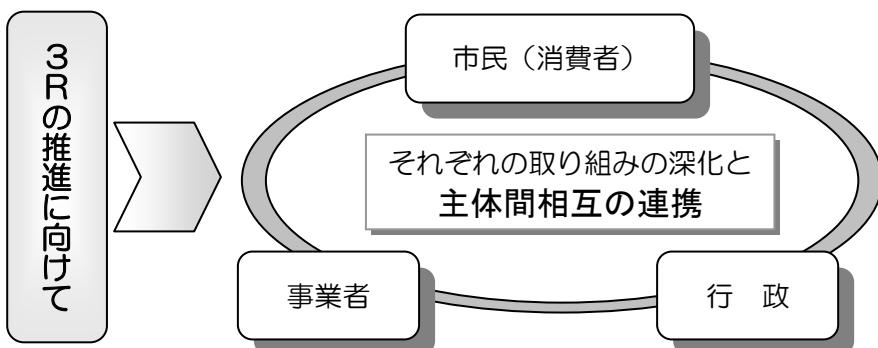
（2）社会全体のコストの効率化

循環型社会の構築等にかかる効果とのバランスを常に考慮しつつ、容器包装のリサイクルに要する社会全体のコストを可能な限り効率化させる。

（3）国・自治体・事業者・国民等すべての関係者の協働

各主体が自ら率先して出来る限りの取り組みを推進すると同時に、相互連携による積極的な対応を目指す。

すなわち（3）に見るよう、3R を進めるには、消費者や行政、そして事業者がそれぞれの役割を果たさなければならないのはもちろんですが、互いに連携し合うことが必要なのです。



2 「PET ボトルガイドブック」作成の経緯

PET ボトル 3R 連携研究会の開催

容器包装リサイクル法の改正を受け、PET ボトルの中身事業者、容器・樹脂製造事業者団体で構成される PET ボトルリサイクル推進協議会では自らの取り組みとして 2006 年 3 月 28 日に「3R 推進のための自主行動計画」を策定・公表しました。

また、主体間連携を一層進めるため、従来からの広報・啓発事業に加え、2007 年度から自治体職員と事業者が参加する「PET ボトル 3R 連携研究会」を立ち上げ、PET ボトルの 3R をめぐる様々な取り組みや課題について情報・意見を交換するとともに、主体間連携のあり方について検討を進めることとしました。研究会には 07 年度は 5 自治体、翌 08 年度は 8 自治体が参加しています。

“3R” の観点から自治体に役立つ情報の提供

研究会を通じ、PET ボトルの 3R をめぐり自治体・事業者双方の持つ課題や情報を交換し合い、連携のための共通の取り組み課題について認識を深める中で、これらを広く自治体の皆さんにもメリットのある「成果」としてまとめることとなりました。

なお、容器包装リサイクル法完全施行前年の 1999 年度に、旧厚生省は「PET ボトル」「ガラスびん」「プラスチック製容器包装」「紙製容器包装」の 4 素材について、自治体の事例を収集し、品質の高い分別収集を実施するための自治体向け「手引書」を作成し、全市町村に配布しています。

そこで、旧厚生省の「手引書」を参考に、研究会の成果の 1 つとして PET ボトルの 3R に関する様々な情報を事業者・自治体の双方が持ち寄り、自治体にも役に立つ「ガイド」を冊子として作成することとしたものです。

3 「連携のガイド」の構成

本書は以下の 4 章構成となっています。

第 1 章「PET ボトルの基礎情報」

PET ボトルの性状や歴史に関する情報、関連法制度をまとめています。

第 2 章「PET ボトル 3R の推進に向けて」

「リデュース」「リユース」「リサイクル」に関する主な動向をまとめています。

第 3 章「多様な自治体の取り組み」

分別収集をはじめとする、自治体の PET ボトル 3R に関する様々な取り組みの紹介です。

第 4 章「主体間の連携の推進」

自治体、事業者における PR・啓発活動や相互連携の取り組みについてまとめています。